

令和6年4月1日

函館どつく株式会社  
代表取締役社長 服部 誠

# 人権の尊重に関する宣言書

当社は、ESG〔環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）〕の3つの要素を重視しており、利害関係者との良好な関係の構築および良好な職場環境の構築のため、当社事業に関する人権侵害を防止すべく、全社を挙げて取り組んでおります。

つきましては、当社に関係するいかなる人に対しても、人権侵害となる言動・行為（以下、「人権侵害行為」といいます）をしないよう、当社社員に周知・実行いたします。

なお、下記事項は、人権侵害行為の例示であり、これに限定されるものではありませんが、特に下記事項の抑止に注意していく所存です。

また、人権侵害行為が認められた場合、信義則に基づき行為者とともに誠意ある対応をいたします。

## 記

- ① 脅迫・名誉棄損・侮蔑・ひどい暴言などの「精神的攻撃」
- ② 暴行・傷害などの「身体的な攻撃」
- ③ 取引上明らかに不要または遂行不能なことの要求などの「過大な要求」
- ④ 執拗な謝罪要求や補償要求などの「不当要求」
- ⑤ 隔離・仲間外し・無視などの「人間関係からの切り離し」
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ることの「個の侵害」
- ⑦ 「セクシャルハラスメント」に関する言動・行為
- ⑧ 「妊娠・出産・育児・介護に対するハラスメント」に該当する言動
- ⑨ 上記全項に関連する内容および誹謗中傷などのSNS等への投稿
- ⑩ その他不法行為等の社会通念上の相当性を欠く行為や言動

以上

